

## 教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部改正について

### 1 改正の理由

義務教育学校が設置されることから、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

第2条の表中、学校の種類について、中学校と同欄に義務教育学校を追加する。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則（昭和53年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後		
(主任等の範囲)		(主任等の範囲)		
第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第6項及び 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定する 教育委員会の定めるものは、次の表の左欄に掲げる学校の種類 ごとに同表の中欄に掲げる規模の学校又は学年に置かれる同表右 欄に掲げる主任等とする。	第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第6項及び 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定す る教育委員会の定めるものは、次の表の左欄に掲げる学校の種類 ごとに同表の中欄に掲げる規模の学校又は学年に置かれる同表右 欄に掲げる主任等とする。	学校	規模	主任等
市町村立小学校	[略]	小学校	[略]	
市町村立中学校	1学級以上の学校 3学級以上の学年 3学級以上の学校 6学級以上の学校			
中学校	[略]	中学校	[略]	

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 217 236 862">[略]</td> <td data-bbox="188 862 236 1108">義務教育学校</td> </tr> </table>	[略]	義務教育学校	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="236 217 295 862">[略]</td> <td data-bbox="236 862 295 1108">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]
[略]	義務教育学校				
[略]	[略]				

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。